



目 次

1 第一表

身體検査年齢早見表……………(頁
1)

同上の見方

2 第二表

比體重早見表……………(3—87)

同上の見方

3 第三表

比胸圍・比坐高早見表……………(89—225)

同上の見方



第一表

身體檢查年齡早見表



年齢早見表の見方

右の表は、下の規定による身体検査年齢を一目でわかるようにしたものである。

規定 「年齢ハ四月一日ノ計算ニ依リ満六年一日以上満七年迄ノ者ヲ七年トシ其他之ニ準ズルコト」

此の規定によれば、四月生以外の者に對しては、出生日は計算に關係しないことになる。

例 1 昭和二年三月三日生の者は昭和十三年度に於て身体検査年齢何歳か。
三月生であるから出生年月欄のA部の昭和二年を見、その列を右に進んで身体検査年齢欄の昭和十三年度の部に至り、12年を以て求める年齢とする。

例 2 昭和二年四月三日生の者は昭和十三年度に於て何歳か。
四月生であるから出生日を考慮する。三日生はB部に屬する。よつてB部の昭和二年を見て、11年が求める年齢である。

注意 青年學校に於て測定を九月に施行するときは、A欄を一月生乃至九月一日生とし、B欄を九月二日以後生乃至十二月生として上記の見方に従へばよい。